

東日本大震災に伴う農地・農業委員会制度の運営等の取り扱いについて

平成23年4月12日
全国農業会議所

東日本大震災に伴う農地制度の執行及び農業委員会組織の運営等の取り扱いについて、農林水産省の通知等を含めて対応方向や留意点を整理すると次のとおりである。

1. 災害等に関連する「農地性」の判断について

- (1) 災害を受けて流失や冠水等の被害を受けた場合であっても、直ちに農地性が失われるわけではない。
- (2) 特に、復旧の意思があり、復旧の事業を行おうとする場合は、農地として取り扱うことが適当である。
- (3) これまでの指導において、次のいずれかに該当する場合は農地でないと判断している。（「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」（平成20年4月15日19経営第7907号経営局長通知））
 - ① その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
 - ② ①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

※ 上記に関する過去の判例は、別紙の「農地性」の判断について（農林水産省経営局構造改善課）を参照

2. 災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取り扱いについて（平成23年3月23日22農振第2137号農村振興局長通知）

- (1) 農業振興地域制度（農振法第15条の2第1項）
 - ① 国・地方公共団体等が行う農用地区域内の土地における災害の応急措置・復旧に係る開発行為については都道府県知事の許可を要しないこととされている。
 - ② ①の開発行為により施設を整備する場合は、農用地区域内の土地のまま行うことが可能であり、農用地区域の変更は、施設の整備中または整備後に行うこととなる。
 - ③ 災害を受けた者が自らの住宅の建設等を農用地区域内で行う場合、農業振興地域整備計画の変更は、災害復旧という特殊性を考慮し、できる限り円滑かつ速やかな手続きの処理に努めること。

(2) 農地転用許可制度（農地法第4条第1項第2号又は第5条第1項第1号）

- ① 地方公共団体や災害対策基本法に規定する指定公共機関等が行う非常災害の応急対策・復旧のための転用については、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく許可を要しないこととされている。
- ② 災害の応急対策または復旧に必要な転用で、上記①以外のものについては農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく許可が必要となることから、適切な配慮と迅速な処理に努めること。

※ 平成23年3月23日22農振第2137号農村振興局長通知を踏まえ、平成23年3月25日付け22会議所発第999号全国農業会議所事務局長名で都道府県農業会議に通知。このことに関する法令は、別紙資料を参照。

3. 農業委員会が農地の権利移動（市町村の区域外）及び転用の許可申請書を都道府県知事に送付できない場合の取り扱い

(1) 都道府県知事に申請書を直接提出

農業委員会が農林水産省令で定める事由により農地の権利移動（市町村の区域外）及び転用の許可申請書を都道府県知事に送付できない場合は、農業委員会を経由しないで都道府県知事に申請書を提出できること。

(2) 農業委員会の処理不可能など相当の事由

- ① 農林水産省令で定める事由は、①申請書を提出すべき農業委員会の総会又は農地部会が40日以内に開かれる見込みがないことが明らかな場合、②農業委員会に申請書を提出した後に、提出日の翌日から起算して40日以内に総会又は農地部会が開かれる見込みがないことが明らかな場合、となっている。
- ② 農業委員会を経由しないで都道府県知事に申請書を提出する場合は申請書にその事由を記載しなければならない。

※ 農地法施行令第3条第3項、第7条第2項、第15条第2項、農地法施行規則第13条・14条。内容は別紙資料を参照。

4. 災害等により大幅に収穫が減少した場合の農地の借賃の減額手続き

(1) 不可抗力の減収による借賃の減額請求

- ① 平成21年の農地法改正により、旧農地法第22条の規定「不可抗力により収穫が激減しその年の借賃の約定額を支払うことが困難となった場合には、借賃の減額請求を行使することができる」を廃止。このため、改正後は民法第609条の「減収による賃料の減額請求」によることとなる。

- ② 民法第609条は、「収益を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によつ

て賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。ただし、宅地の賃貸借についてはこの限りでない。」としている。

③賃借人が借賃の減額請求をしたときは、賃貸人の承諾の有無にかかわらず減額の効果が生じる。しかし、借賃の減額請求の要件が満たされても賃借人が減額請求を行わない限り減額はされない。

④減額して支払うべき借賃の額は、収穫皆無等収穫量が客観的に明らかな場合を除き、作物の収穫前に賃貸人（賃貸人の承諾が得られないときは、農業委員会等公正な第三者）の立ち会いを求めて減収の状況を確認することが望ましい。

（2）経済変動等による借賃の減額請求

借賃の額が農産物の価格の減少や生産費の高騰、その他の経済事情の変動により不相当となつたために減額請求を行う場合は、農地法第20条「借賃等の増額又は減額の請求権」による。

※ 農地法第20条の内容は別紙の資料を参照。

5. 農業委員会・農業会議の運営

（1）被災地域の農業委員の一般選挙の期日等の延長について

東日本大震災の影響により、農業委員の一般選挙について任期満了の前30日以内に実施することが困難な市町村については、農林水産省が、①選挙委員の選挙期日の延長、②農業委員の任期の延長を措置する方向で検討中。

（2）被災地域の農業委員会の総会等の開催について

①被災地域の農業委員会の総会等は、農業委員会法第21条第3項により同法第24条第1項（議事参与の制限）に該当する場合を除いては、「在任委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とされている。

②農業委員会の総会等の時期を調整することにより、農業委員の過半数の出席を可能とすることで総会等の開催を目指すこととする。過半数の出席が不可能で開催を延期する場合は、可能なかぎり、広報誌やホームページ、張り紙等で許可申請手続きや証明事務が大幅に遅延する旨を公表するとともに、申請者等に対するていねいな対応に留意する。

（3）農地法等に基づく農業委員会の現地調査等への対応

農地法等に基づく許可の判断をするにあたって現地調査を行うこととされているが、大震災による被災を踏まえ、農業委員などから情報収集を行うなど、現在の状況・現場の中で可能な範囲の方法により対応・事務

処理を行う。また、農地法第30条に基づく農地の利用状況調査及び指導等も被災地域の状況等を踏まえて可能な範囲での対応を図る。

(4) 都道府県農業会議の総会ならびに常任会議員会議の開催について

① 総会等の開催日の調整等の対応

都道府県農業会議の総会・常任会議員会議については、農業委員会法第49条（総会の成立は会議員の過半数の出席）、第51条（総会の議事は出席会議員の過半数で議決、会則変更は会議員の3分の2以上の出席で出席会議員の3分の2の以上の議決、）を踏まえ、開催日の調整等により可能なかぎり開催する。

② 書面等による議決への対応

開催が困難な場合は、昭和53年7月5日付53農経A第923号農林省農林経済局長名「農業委員会法の一部を改正する法律の施行について」の別紙「都道府県農業会議会則例」（最終改正：平成16年11月1日）の第36条の2（書面又は代理人による議決権の行使）が、当該都道府県農業会議の会則に定められている場合は、書面議決によることが可能となる。

6. 震災に伴う補助事業等の経理処理

(1) 補助事業等実績報告書の提出期限の延長

今回の震災に起因して既定の期日までに提出できない補助事業等及び委託事業の実績報告書の提出期限については、原則として、平成23年6月30日まで延長することができる。ただし、補助事業者等又は受託者の被災状況により、地方農政局長等及び支出負担行為担当官がやむを得ないと判断する場合はこの限りでない。

(2) 繰り越しについて

補助事業等及び委託事業について、①繰越し手続きが必要なもの、と②繰越し手続きが不要なもの、に区分して経理処理を実施する。

※ 詳細は、「東北地方太平洋沖地震に伴う補助事業等及び委託事業の経理処理について」（平成23年3月28日事務連絡・農林水産省大臣官房経理課）参照。

「農地性」の判断について

- 災害を受けて流失や冠水等の被害を受けた場合であっても、直ちに農地性が失われるわけではない。
- 特に、復旧の意思があり、復旧の事業を行おうとする場合は、農地として取り扱うこととが適当である。

(参考) 過去の判例

- ・ 河川の氾濫による被災農地でも、その程度が耕土上5畳ぐらいの土砂の堆積にすぎず、さして困難もなく復元して耕作できる場合は、耕作者において該土地に対する復旧工事に従事せず長期にわたりこれを放置しているような事情のないかぎり土砂による被害は単に一時的閑耕を作り出したにすぎず、かかる場合はそのままの状態でも農地である。(昭35年6月29日岡山地方裁判所)
- ・ 河川のはんらんにより土砂などが流入して、耕地として利用することが不可能となつたのは、一時的なものであって、耕地としての性質を失ったとは認められない。(昭和48年1月18日 前橋地方裁判所)
- なお、これまでの指導においては、次のいずれかに該当する場合は、農地ではないと判断している。(「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」(平成20年4月15日 19経営第7907号 経営局長通知))
 - ① その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
 - ② ①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

(参考) 過去の判例

- ・ 買収計画樹立当時は、現況農地であったものが、その後水害のため荒地と化し、まったく農地としての形態を失うに至った場合には、もはやこれを農地として買収することは許されない。(昭和29年11月9日 盛岡地方裁判所)

(別添)

22農振第2137号

平成23年3月23日

各都道府県知事（※） 殿

農林水産省農村振興局長

東北地方太平洋沖地震に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度
及び農地転用許可制度の取扱いの周知について

3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、この地震により東北地方及び関東地方の広範囲で強い揺れにみまわれ、また、高い津波によって、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では甚大な被害があったところである。

このような広範囲に及ぶような災害においては、応急仮設住宅の建設、民間事業者が営む輸送、電気やガス供給等の公益的事業に係る施設等の復旧等を速やかに実施することが重要である。

地震等の非常災害に係る当該施設の設置や復旧等に関する農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可制度の取扱いについては、国又は都道府県知事の許可を要しないこととされているところであるが、今回の地震の発生による被災地の速やかな復興を図る観点から改めて周知を図ることとするので、御了知いただくとともに、貴管下関係機関に対し周知徹底願いたい。

（※）このほか、各地方農政局、内閣府沖縄総合事務局にも通知。

1 農業振興地域制度

(1) 農業振興地域制度の取扱い

農用地区域内の土地における災害の応急措置及び復旧に係る以下の開発行為については、農振法第15条の2第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を要しないこととされている。

ア 農振法第15条の2第1項第1号の規定により、国又は地方公共団体が行う開発行為
イ 農振法第15条の2第1項第5号の規定により、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第37条各号に該当する電気、ガス、水道、道路などの復旧のために行う開発行為

(2) 留意すべき事項

ア 災害によって住宅が損壊し、同一の場所での建て替えができない事情がある者が、自らの住宅の建設を農用地区域内において行うことがやむを得ないと認められたときは、当該土地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更が必要となるが、この変更に当たっては、災害復旧という緊急性、特殊性を考慮し、関係機関との協力の下、できる限り円滑かつ速やかな手続の処理に努めること。

イ (1)の開発行為により施設を整備する場合は、農用地区域内の土地のまま行うことが可能であり、農用地区域の変更は、施設を整備中又は整備後に行うこととなること。

なお、当該開発行為を行う際には、当該農業振興地域における農業振興の方向や優良農地の確保・保全に向けた土地利用計画の実現に配慮すること。

2 農地転用許可制度

(1) 農地転用許可制度の取扱い

ア 農地法第4条第1項第2号又は第5条第1項第1号の規定により、国又は都道府県が非常災害の応急対策又は復旧のための転用等については、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく許可を要しないこととされている。

イ また、農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号。以下「規則」という。）第32条第17号及び同第53条第15号の規定により、地方公共団体（都道府県を除く。）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に規定する指定公共機関若しくは同条第6号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等については、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく許可を要しないこととされている。

（2）留意すべき事項

- ア 当該規則に規定する「復旧」には、災害により被害を受けた施設の代替として新たに施設を設置する場合を含むものであり、必ずしも一時的なものに限らないこと。
- イ 当該規則に規定する「当該機関の所掌業務に係る施設について行うものために必要な施設の敷地に供するため」の転用は、次のとおりであること。
- （ア）地方公共団体（都道府県知事を除く。）にあっては、当該地方公共団体の所掌業務として行う災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な全ての転用を対象とするものであり、例えば、災害が発生した市町村が当該市町村の区域内に居住する被災者のために建設する応急仮設住宅とともに、当該市町村の区域以外の区域に建設する応急仮設住宅も対象になること。
- （イ）また、指定公共機関又は指定地方公共機関にあっても、当該公益的事業に係る施設について行う非常災害の応急対策又は復旧のために必要な全ての転用を対象とするものであること。
- （ウ）なお、「所掌業務に係る施設」には、応急対策又は復旧を行うために必要な資材置場、職員の詰所等の施設も含まれるものであること。

（3）その他

災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な農地等の転用で、転用等の制限の例外となっていないものについては、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく許可を要することとなるが、災害の応急対策又は復旧の実施には円滑かつ速やかな対応が求められることにかんがみ、適切な配慮とその迅速な処理に努めることとする。

【農振法関連】

農振法第15条の2第1項第1号

国又は地方公共団体が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為

農振法第15条の2第1項第5号

非常災害のために必要な応急措置として行う行為

農振法施行規則第37条

第三十七条 法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人又は同法第十二条の十二に規定する農地利用集積円滑化 団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）が農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために 行う事業の実施に係る行為
- 二 削除
- 三 削除
- 四 道路法による道路の設置又は管理に係る行為
- 五 道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社又は地方道路公社が行う道路又は当該道路と密接な関連のある施設の設置又は管理に係る行為
- 六 土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に基づく土地開発公社をいう。）が行う道路の用に供する土地の造成に係る行為
- 七 道路運送法による一般自動車道又は専用自動車道（同法にいう一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法にいう一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）の設置又は管理に係る行為
- 八 河川法第三条第一項に規定する河川又は同法第百条第一項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- 九 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法第十二条第一項（同項第四号を除く。）の業務又は同条第二項の業務（国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。）に係る行為
- 十 地すべり等防止法による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為

- 十一　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為
- 十二　削除
- 十三　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設又は軌道施設の建設又は管理に係る行為
- 十四　鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する鉄道施設又は索道施設の建設又はこれらの施設の管理に係る行為
- 十五　軌道法による軌道の敷設又は管理に係る行為
- 十六　石油パイプライン事業法による石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為
- 十七　港湾法による港湾施設の設置若しくは管理に係る行為又は漁港漁場整備法による漁港施設の設置若しくは管理に係る行為
- 十八　海岸法による海岸保全施設の設置又は管理に係る行為
- 十九　航路標識法による航路標識の設置又は管理に係る行為
- 二十　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）による水路測量標の設置又は管理に係る行為
- 二十一　港則法による信号所の設置又は管理に係る行為
- 二十二　航空法による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為
- 二十三　成田国際空港株式会社が行う成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第五条第一項第一号又は第二号の業務に係る行為
- 二十四　気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 二十五　電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）又は中継施設の設置又は管理に係る行為
- 二十六　放送法による放送事業の用に供する空中線系（その支持物を含む。）及びこれと併設される送信装置の設置又は管理に係る行為
- 二十七　電気事業法による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物（発電の用に供する電気工作物を除く。）の設置又は管理に係る行為
- 二十八　ガス事業法によるガス工作物（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物を除く。）の設置又は管理に係る行為
- 二十九　水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- 三十　水害予防組合が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

【農地法関連】

農地法第4条第1項第2号

国又は都道府県が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるもの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合

農地法第5条第1項第1号

国又は都道府県が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合

農地法施行規則第32条第17号

地方公共団体（都道府県を除く。）又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号に規定する指定公共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合

農地法施行規則第53条第15号

地方公共団体（都道府県を除く。）又は災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合

【災害対策基本法】

災害対策基本法第2条第5号および同条第6号

五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

農地法施行令第3条（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可基準）

法第三条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農業委員会に提出しなければならない。ただし、同項 本文に掲げる権利を取得する者（次条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合及び第五条 各号に掲げる場合には、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出するものとする。

2 農業委員会は、前項ただし書の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。

3 第一項ただし書の場合において、農業委員会が申請書を前項の農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に送付しなかつたときその他農林水産省令で定める事由があるときは、第一項ただし書の規定にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会を経由しないで、都道府県知事に申請書を提出することができる。

農地法施行規則第13条及び第14条

第十三条 令第三条第三項（令第七条第二項、第十五条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 申請書を提出すべき農業委員会の農地部会の会議（農地部会を置かない農業委員会にあつては、総会。以下同じ。）が四十日以内に開かれる見込みのないことが明らかであること。

二 経由して都道府県知事に提出するため農業委員会に申請書を提出した後に、当該農業委員会の農地部会の会議が当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日以内に開かれる見込みのないことが明らかとなつたこと。

三 その他相当の事由

（都道府県知事への申請書の提出）

第十四条 令第三条第三項の規定により農業委員会を経由しないで都道府県知事に申請書を提出する場合には、申請書（経由して都道府県知事に提出するため農業委員会に申請書を提出した後に、同項の規定により農業委員会を経由しないで都道府県知事に申請書を提出する場合には、農業委員会に提出した申請書と同一の内容のものに限る。）にその事由を記載しなければならない。

2 都道府県知事は、令第三条第三項の規定により農業委員会を経由しないで申請書が提出された場合において必要があると認めるときは、当該申請に関し、当該農業委員会の意見を聴くことができる。

農地法施行令第7条（農地を転用するための許可基準）

第七条 法第四条第一項 の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（次条第一項各号に掲げる法律の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で同条第二項に掲げる要件に該当するものを除く。）には、都道府県知事を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

2 前項本文の場合には、第三条第二項から第四項までの規定を準用する。

3 都道府県知事は、第一項ただし書の規定により申請書の提出があつたときは、遅滞なく、当該申請書に意見を付して、農林水産大臣に送付しなければならない。

農地法施行令第15条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可基準）

第十五条 法第五条第一項 の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第三条第一項 本文に掲げる権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（第八条第一項各号に掲げる法律の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で次条に規定する要件に該当するものを除く。）には、都道府県知事を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

2 前項本文の場合には第三条第二項から第四項までの規定を、前項ただし書の場合には第七条第三項の規定を準用する。

農地法第20条（借賃等の増額又は減額の請求権）

第二十条 借賃等（耕作の目的で農地につき賃借権又は地上権が設定されている場合の借賃又は地代（その賃借権又は地上権の設定に付随して、農地以外の土地についての賃借権若しくは地上権又は建物その他の工作物についての賃借権が設定され、その借賃又は地代と農地の借賃又は地代とを分けることができない場合には、その農地以外の土地又は工作物の借賃又は地代を含む。）及び農地につき永小作権が設定されている場合の小作料をいう。以下同じ。）の額が農産物の価格若しくは生産費の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の借賃等の額に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向かつて借賃等の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間借賃等の額を増加しない旨の特約があるときは、その定めに従う。

2 借賃等の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の借賃等を支払うことをもつて足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払った額に不足があるときは、その不足額に年十パーセントの割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない。

3 借賃等の減額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の借賃等の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた借賃等の額を超えるときは、その超過額に年十パーセントの割合による受領の時からの利息を付してこれを返還しなければならない。

大臣官房経理課会計班
大臣官房地方課
国際部国際政策課
統計部管理課
総合食料局総務課
消費・安全局総務課
生産局総務課
経営局総務課
農村振興局総務課
農林水産技術会議事務局総務課
林野庁林政課
水産庁漁政課

} あて

大臣官房経理課

東北地方太平洋沖地震に伴う補助事業等及び委託事業の経理処理について

今般の東北地方太平洋沖地震は年度末である3月11日に発生し、東北地方を中心に、大規模な地震、津波の発生等による未曾有の被害をもたらした。当省の補助事業等及び委託事業を実施している補助事業者等及び受託者にも被災地域に在って大きな被害を被った方が多数存在するところである。

については、今般の地震がもたらした被害の大きさに鑑みれば、被災地域の補助事業者等及び受託者に適切に配慮した経理処理を行うことが必要不可欠であることから、補助事業等及び委託事業を実施している案件につき、下記により対処されたい。

また、貴管下関係機関に対しては、貴機関から周知徹底されたい。

記

I 補助事業等及び委託事業の共通の経理処理

1 繰越しについて

(1) 繰越手続が必要なもの

- ① 補助事業等及び委託事業において年度内に支出未済、若しくは一部支出済がある場合。
- ② 年度内に事業が完了する見込で交付決定額又は契約額の全額を概算払したが、今回の震災の影響により、実際の出来高が予定を下回り、翌年度に事業を行う必要があるもの。

(注) この場合は、概算払した額と実際の出来高との差額を戻入する手続が

必要となる。

ただし、戻入手続が完了しない場合で、かつ、補助事業者等及び受託者の被災状況により手続きが困難であるなど合理的な理由に基づき、地方農政局長等がやむを得ないと判断する場合には、繰越手続は不要とする。精算後返納がある場合は、翌年度返納金として歳入計上する。

- ③ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。

以下「適正化法」という。）第10条の規定に該当し、補助事業者が事業の中止又は変更の承認申請を年度内に行うことが困難な場合で、支払が見込まれるもの。

（2）繰越手続が不要なもの

- ① 年度内に事業は完了しており、かつ、交付決定額又は契約額の全額を概算払しているが、事業の完了検査や事業実績報告書の作成などの事務処理が翌年度になるもの。
- ② 適正化法第10条の規定に該当し、補助事業者が事業を中止又は変更の承認申請を年度内に行うことが困難な場合で、支払が伴わないもの。

2 補助事業等実績報告書の提出期限の延長

今回の震災に起因して既定の期日までに提出できない補助事業等及び委託事業の実績報告書の提出期限については、別添の平成23年3月16日付け財務省主計局法規課、司計課事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震の被災地に所在する補助事業者等による補助事業等実績報告書の提出期限について」において、「各省各庁において合理的な説明が可能な期限まで延長して差し支えない」とされ、具体的には、平成23年6月30日までは合理性があると示されているところである。

このため、上記の財務省事務連絡の趣旨に沿って、以下のとおりとする。

今回の震災に起因して既定の期日までに提出できない補助事業等及び委託事業の実績報告書の提出期限については、原則として平成23年6月30日まで延長することができるとしている。

ただし、補助事業者等又は受託者の被災状況により、地方農政局長等及び支出負担行為担当官がやむを得ないと判断する場合は、この限りではない。

（注）上記の「地方農政局長等及び支出負担行為担当官がやむを得ないと判断する」際の事由については、【別紙1】を参考にされたい。

II 補助事業等の経理処理について

1 補助事業の中止又は変更の手続

（1）補助事業者等が適正化法第10条に基づき事業を中止する場合

- ① 補助事業者等からの中止承認申請書の提出が翌年度となる場合は、地方農政局長等は、メール等により補助事業者等の状況を把握・確認し、必要に応じて、繰越手続を行うこと。
- ② 中止承認申請書の提出期限については、補助事業実績報告書の提出期限に準じるよう補助事業者等に対し指導すること。

③ 補助事業者等から中止承認申請書が提出されたときは、内容審査の上、「補助金等・委託費交付事務の取扱いについて」の策定について（平成17年9月29日付け大臣官房経理課会計監査室長事務連絡。以下「事務連絡」という。）起案例19により通知を行うこと。

(2) 補助事業者等が適正化法第10条に基づき交付決定内容を変更（被災により事業内容の一部変更等）する場合

① 補助事業者等からの変更承認申請書の提出が翌年度となる場合は、上記
(1) ①及び②と同様の手続を行うこと。

ただし、変更承認申請書は、補助事業者等の被災状況により地方農政局長等がやむを得ないと判断する場合は、補助事業実績報告書と一緒に提出できる。

② 補助事業者等から補助事業実績報告書期限前に変更承認申請書が提出されたときは、内容審査の上、事務連絡起案例15又は起案例16により通知を行うこと。

③ 補助事業者等から補助事業実績報告書と一緒に変更承認申請書が提出されたときは、内容審査の上、【別紙2】により通知を行うこと。

2 今回の震災により、翌年度に繰り越して事業を実施する場合の報告

(1) 「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年4月30日農林省令第18号）第3条第2号に基づく補助事業等が予定の期間内に完了しない旨の報告書について、補助事業者等において年度内の作成が困難な場合には、地方農政局長等は、補助事業者等に対し、メール等により繰越しが必要な理由や出来高等の把握・確認を行うこと。

(2) (1)により事務処理をした場合には、同報告書の提出を事業完了までに行うよう補助事業者等を指導すること。

ただし、補助事業者等の被災状況により地方農政局長等がやむを得ないと判断する場合は、同報告書は補助事業実績報告書と一緒に提出できる。

3 補助金等の額の確定手続

(1) 補助事業者等において帳簿、証拠書類が整備保管されている場合

実績額については、「補助事業等の審査におけるチェックポイント」（平成20年1月25日付け19経第1586号大臣官房経理課長通知）に基づき、審査の上、補助金等の額の確定を行うこと。

(2) 補助事業者等において帳簿、証拠書類が滅失している場合

実績額については、当初の交付申請書等関係書類に基づき、必要に応じて補助事業者等から可能な限り関係書類の提示を受け、また、聞き取りを実施するなど精算額の妥当性を判断し、補助金等の額の確定を行うこと。

4 補助事業等により取得した財産に係る災害報告書

(1) 今回の震災により、補助事業等の継続が困難となった施設については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」

(平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知) 第7条に基づき、復旧が不可能であり、当該財産処分に係る収益がないことが明らかであると補助事業者等が判断した場合は、地方農政局長等は、災害報告書を提出させて、補助関係が終了したことを確認するものとする。

(2) (1) の災害報告書は、補助事業者等ごとに複数の施設を一覧表に取りまとめて報告できるものとし、記載事項のうち被災の程度及び被災施設の収支の記載、並びに添付資料は、補助事業者等の被災状況により地方農政局長等がやむを得ないと判断する場合は、省略できるものとする。

ただし、可能な限り災害状況の写真は添付させるものとする。

Ⅲ 委託事業の経理処理について

1 委託事業の中止又は変更の手続

(1) 受託者が事業の中止を希望する場合には、「委託事業の契約方式について」(平成17年3月1日付け16経第1720号大臣官房経理課長通知)別紙1委託契約書例(以下「委託契約書例」という。)第11条に基づく委託事業中止申請書を、事業の変更を希望する場合には委託契約書例第12条に基づく委託事業計画承認申請書を、それぞれ年度内に提出させること。

また、委託事業計画変更承認申請書によって、事業実施期間等契約に係る期間の延長申請があった場合には、申請された期日が6月30日以前であればこれを認め、委託契約書例第1条に規定する履行期限も申請のあった期日まで延長されたものとみなす。

なお、支出負担行為担当官がやむを得ないと判断する場合には、これら申請書を事業実績報告書と同時に提出できる。

これら申請書の提出が翌年度になる場合は、支出負担行為担当官等は、メール等により受託者の状況を把握・確認するとともに必要に応じて、繰越手続を行うこと。

(2) 受託者から翌年度に委託事業計画承認申請書によって契約内容を変更(被災による事業内容の一部変更等)する申請があった場合には、内容審査の上、【別紙3】により通知を行うこと。

また、事業実績報告書の提出と同時に契約内容を変更する申請があった場合には、内容審査の上、【別紙4】により通知を行うこと。

2 委託費の額の確定手続

(1) 受託者において帳簿、証拠書類が整備保管されている場合

実績額については、「委託事業の検査関係マニュアル」(平成22年9月27日付け22経第963号大臣官房経理課長通知)に基づき、審査の上、委託費の額の確定を行うこと。

(2) 受託者において帳簿、証拠書類が滅失している場合

実績額については、当初の事業計画書等関係書類に基づき、必要に応じて受託者から、可能な限り当該事業に係る経費が明らかになる書類の提示を受け、また、聞き取りを実施するなど精算額の妥当性を判断し、委託費の額の確定を行うこと。

【別紙1】

実績報告書の提出期限の延長について、地方農政局長等及び支出負担行為担当官がやむを得ないと判断する際の事由の例

- ・ 震災の影響により工事目的物等に損害が生じている場合や工事現場の状態が変動したことにより、調査の実施、計画及び設計変更が必要
- ・ 被災地における災害復旧工事の施工を優先することから、補助事業等の工事に必要な建設機械、資機材の調達及び施工業者の確保が困難
- ・ 原発事故の影響により現地調査、工事の施工、竣工検査が困難
- ・ 震災により事業の実施関係者（事業実施主体、施工業者、その他事業遂行に必要な事業者等）が行方不明であり、事業実施体制の整備、見直しが必要
- ・ 委託事業の受託者の事務所等が被災し、補助事業等に関する帳簿、証拠書類等も滅失したことから実績報告書の作成が困難
- ・ 委託事業の受託者の従業員が震災により、出勤が困難な状況にあり、事業実施が困難

今後、上記以外にも様々な事由が発生すると思われるが、その場合は、補助事業者等又は受託者からの聞き取り等により、地方農政局長等及び支出負担行為担当官が適切に判断されたい。

【別紙2】起案例

要割印・・・・・赤印

債 権・・・・・赤印（起案用紙上欄外）

（件名）平成〇〇年度〇〇〇補助金の変更交付決定及び額の確定通知並びに返還について
(決裁委任根拠第7条第1項第5号)

経理課長

〇〇局長

次 長

総務課長

〇〇部長

主管課長

同 い

このことについて、〇〇知事から別添のとおり平成〇〇年度〇〇〇補助金変更交付申請書及び平成〇〇年度〇〇〇補助事業実績報告書が提出され、内容審査の結果妥当と認められるので、別紙案により変更交付決定し、併せて額の確定をし、補助金の返還を命じてよろしいか。

案

番 号
年 月 日

都道府県知事
団体の長

）あて

農林水産大臣

〇〇〇〇

件 名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった平成〇〇年度〇〇〇補助事業の変更承認申請については、申請のとおりこれを承認し、併せて平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって提出された平成〇〇年度〇〇〇補助事業実績報告書については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号（及び平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号変更通知）による交付決定通知に係る補助金の額〇〇〇〇円は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第15条の規定に基づき、金〇〇〇〇円に確定したので適正化法第8条及び第15条の規定により通知する。

なお、適正化法第18条第2項の規定に基づき、既に交付した補助金〇〇〇〇円との差額〇〇〇〇円の返還を命ずる。

また、返還の期限は、この通知の日から20日（注）とする。

おって、当該返還金は、別途歳入徴収官の発行する納入告知書により納入されたい。

（注）補助事業者等が地方公共団体であって、当該補助金等の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合は90日。

【別紙3】起案例

要割印・・・・・赤印

(件名) 平成〇〇年度〇〇〇委託事業計画変更の承認について

〇〇局長

次 長 総務課長

〇〇部長 主管課長

伺 い

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって締結した委託契約について、〇〇〇から別添のとおり委託契約書第〇条の規定に基づき平成22年度〇〇委託事業計画変更承認申請があり、内容を審査の結果事情やむを得ないものと認められるので、下記のとおり承認してよろしいか。

なお、決裁の上は、別紙案により通知してよろしいか。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分

案

番 号
年 月 日

〇〇〇 あて

支出負担行為担当官
農林水産省〇〇局長

件 名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあったことについては、申請のとおり承認します。

【別紙4】起案例

要割印・・・・・赤印
債 権・・・・・赤印（起案用紙上欄外）

（件名） 平成〇〇年度〇〇委託事業計画変更の承認及び額委託費の額の確定通知及び支出（返還）について

〇〇局長
次 長 総務課長
〇〇部長 主管課長

伺 い

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって締結した委託契約について、〇〇〇から別添のとおり委託契約書第〇条の規定に基づき平成22年度〇〇委託事業計画変更承認申請書の提出があり、内容を審査の結果事情やむを得ない認められるので、下記のとおり承認してよろしいか。

また、委託契約書第〇条の規定に基づき平成22年度〇〇委託事業実績報告書の提出があり、検査職員から当該委託事業に係る検査調書の提出があったので、額の確定をしてよろしいか。

なお、別紙案により受託者に対し通知するとともに併せて※精算払の支出をしてよろしいか。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分

（注）※額の確定をした結果、委託費の返還の必要が生じた場合は、「委託費の返還を命じてよろしいか」と書き換えること。

案

番 号
年 月 日

〇〇〇 あて

支出負担行為担当官
農林水産省〇〇局長

件 名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった平成22年度〇〇委託事業計画変更については、事情やむを得ないと認められるので、申請のとおり承認します。

また、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって提出された〇〇年度〇〇委託事業実績報告書により、委託費の額は金〇〇〇に確定しましたので、委託契約書第〇条の規定に基づき通知します。

※なお、委託費〇〇〇円が別途支出されることを申し添えます。

（注）※額の確定後、支出額がない場合は削除し、委託費の返還が必要な場合は、「なお、既に支払われた委託費〇〇〇円との差額〇〇〇円の返還を命ずる。おって、当該返還金は、別途歳入徴収官の発行する納入告知書により納入されたい。」と書き換えること。

(参照条文)

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和30年8月27日法律第179号)

(事情変更による決定の取消等)

第10条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第8条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

○ 農林畜水産業関係補助金等交付規則

(昭和31年4月30日農林省令第18号)

(補助金等の交付の条件)

第3条 次に掲げる事項は、農林水産大臣が補助金等の交付を決定する場合に附する条件となるものとする。

一 略

二 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに農林水産大臣に報告してその指示を受けなければならないこと。

三～五 略

- 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について
(平成20年5月23日20経第385号)

(災害被害財産等に係る承認申請等)

第7条 補助事業者等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなときは、災害報告書（別紙様式第7号）。当該補助事業等の補助金交付要綱等に報告の様式についての定めがある場合には、当該様式による。）により、農林水産大臣に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。

2 略

- 委託事業の契約方式について
(平成17年3月1日16経第1720号)

別紙1（委託契約書例）

(委託事業の中止等)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となつたときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第4号）正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第12条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書（別紙様式第5号）正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(特に必要ある場合は、末尾に次のただし書きを加える。)

ただし、 1000000000 の場合については、この限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。